

大甲第一八八号

起案 昭和二十七年五月六日

閣議決定 昭和二十七年五月七日 施行 昭和二十七年五月十日 公布 昭和二十七年五月十日

内閣総理大臣 為

内閣官房長官 為

内閣官房副長官

内閣総理大臣官房総務課長

総理府事務官

木村 重吉	為	吉成 清	五
岡田 英次	為	野田 弘毅	五
池田 勇一	為	大橋 西武	五
天野 秀一	為	國野 秀吉	五

別紙大蔵臣請議

外務省所管 日米合同委員会事務

官房記録第 54号

昭和27年5月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

大蔵大臣 池田 勇人

昭和27年度一般会計予備費使用

1. 日米合同委員会の事務処
理に必要な経費 9,034,000 円

外務省所管 一般会計

(組織) 外務本省

(項) 外務本省 9,034,000

大蔵省

例 指 令 案 文

処理に必要な経費(九〇三四、〇〇〇円)に
昭和二十七年一般会計予備費使
用方の件

右閣議に供する。

内閣

事 由

日米安全保障条約第三条に基く行政協定第二十六条に定められた合同委員会に関する日本側の事務を処理する経費を支出する必要がある。

右の経費につき、別紙内訳書の目に従つて、昭和27年度一般会計予備費使用方を取り計らいたいのので、閣議の決定をお願いします。

なお、本件は昭和27年4月5日閣議決定「予備費の使用について」の第2項第2号及び第3号に該当するものとして取り扱うようお願いいたします。

なお、閣議決定の上は別紙を返却して下さい。

大
藏
省